

令和 8 年度（2026 年度） 太陽光発電設備導入補助金(蓄電池併設型)

補助概要

補助額	1 件につき8万円
補助件数	前期分：80 件 後期分：80 件
申請期間	前期分：令和8年 5月11日（月）～令和8年10月31日（土） 後期分：令和8年11月 2日（月）～令和9年 3月 5日（金）

補助対象者

申請日時点で、市内に所在する太陽発電設備（太陽電池+パワーコンディショナ）及び蓄電池を導入した戸建住宅に自ら（又は生計を一にする家族が）居住する者 （本人か家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る）
補助対象事業に係る契約の発注者であること ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで契約の発注者が異なる場合は、いずれかの契約の発注者であること
市税の滞納がない者
熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

補助対象事業

令和8年（2026年）3月1日～令和9年（2027年）2月末日までの間に事業が完了（代金の支払い及び引渡しが完了）したものであること ※太陽光発電設備と蓄電池とで事業完了日が異なる場合は、先に設置した設備の事業完了日が、後に設置した設備の事業完了日の1年以内のものであること
太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力がいずれも1kW以上であること
蓄電池が国の ZEH 補助において、補助対象となる蓄電システム一覧に登録されているもの ZEH 補助における蓄電システム登録済み製品一覧(外部リンク)
太陽光発電設備及び蓄電池について、戸建住宅の敷地内で使用されるもの (店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。)であること
設置された太陽光発電設備及び蓄電池は、新品(未使用品)であること
設置された太陽光発電設備及び蓄電池は、補助対象者が所有するものであること ※ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで所有者が異なる場合は、いずれかの設備は補助対象者が所有する者であり、その他の設備は生計を一にするものが所有するものであること (リースその他補助対象者等に所有権がないものは対象外)
補助対象経費が40万円以上であること

補助対象経費

太陽光発電設備及び蓄電池の購入費 ※値引きがある場合は、値引き後の金額とし、工事費・配送費等の諸経費や消費税相当額は控除した額
--

令和 8 年度（2026 年度） 太陽光発電設備導入補助金(蓄電池併設型)

必要書類※交付申請書兼実績報告書以外写し可

書類説明	例	補足情報
交付申請書兼実績報告書（様式第3号）		オンライン（LoGo フォーム）で申請を行う場合は不要。
補助対象経費の内訳等契約内容が確認できる書類	契約書、注文書、見積書等	内訳として太陽光発電設備・蓄電池の金額、型番が確認できる必要がある。 契約に変更があった場合は最終的な契約内容が分かるものを提出すること。
補助対象経費の型番とメーカーの提示した型番が照合できる書類	カタログ等	蓄電池はパッケージ型番（蓄電池本体とパワーコンディショナ等のセット名称）が確認できること
補助対象経費が新品であることを確認できる書類	保証書、出荷証明書等	納品書の場合は、業者による新品である旨の但し書きが必要。
住民票		本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。
太陽光発電設備の設置状況を示すカラー写真		設置されていることが確認できれば可
蓄電池の全景及び型番が確認出来るカラー写真		蓄電池とパワーコンディショナの型番が分かる写真が必要。 (型番によっては、蓄電池とパワーコンディショナが一体化しているものもあり)
補助対象経費を支払ったことを確認できる書類	領収書、清算書等	契約書等の記載内容と一致していること。
補助金の振込先が確認できる書類	通帳の写し等	銀行名、支店名、口座名義、口座番号が確認できること
引渡日が確認できる書類	引渡証明書等	引渡日が支払日より遅い場合のみ必要。